

半田市病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十六日

半田市長 久世孝宏

半田市規則第十号

半田市病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

半田市病院事業の設置等に関する条例施行規則（昭和五十一年半田市規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表中

産婦人科自費		
産婦入院料（食事代を含む）	一日	二七、〇〇〇円
新生児入院料（食事代を含む）	一日	一三、〇〇〇円
入院加算料	一回	一二、五〇〇円
分娩監視料（NST）	一件	一、〇〇〇円
胎盤処置料	一件	二、〇〇〇円
衛生材料費（単胎児の場合）	一回	八、〇〇〇円
衛生材料費（双生児の場合）	一回	一二、〇〇〇円
頸管熟化処置料	一回	一九、八〇〇円
PKU（先天性代謝異常スクリーニング）	一回	三、〇〇〇円
オプショナルスクリーニング検査	一回	六、九三〇円
ビタミンK2シロップ代	一件	九八〇円
羊水検査料	一回	一一〇、〇〇〇円
トリプルマーカー検査料	一回	一一〇、〇〇〇円
人工妊娠中絶料（十一週まで）	一回	一一〇、〇〇〇円
人工妊娠中絶料（十一週まで）	一回	一三〇、〇〇〇円
人工妊娠中絶料（十一週まで）	一回	一三〇、〇〇〇円
人工妊娠中絶料（十一週まで）	一回	一三〇、〇〇〇円
中期人工妊娠中絶料（十二週から二十二週未満）	一回	四〇八、五七〇円
人工授精料（AIH）	一回	二〇、〇二〇円
リング挿入料（麻酔別）	一回	三三、〇〇〇円
リング除去料（麻酔別）	一回	一一、〇〇〇円
妊婦定期検診・一ヶ月検診料	一回	五、〇〇〇円

を

産婦人科自費	
産婦入院料(食事代を含む)	一日 二七〇〇円
新生児入院料(食事代を含む)	一日 一三〇〇円
入院加算料	一回 一五〇〇円
分娩監視料(NST)	一回 一〇〇〇円
胎盤処置料	一件 一〇〇〇円
衛生材料費(単胎児の場合)	一件 八〇〇円
衛生材料費(双生児の場合)	一件 二〇〇〇円
頸管熟化処置料	一回 一〇〇〇円
PKU(先天性代謝異常スクリーニング)	一回 五〇〇円
オプショナルスクリーニング検査	一件 五〇〇円
ビタミンK2シロップ代	一回 九八〇円
羊水検査料	一回 一〇〇〇円
無侵襲的出生前遺伝学的検査(NIPT)	一回 一〇〇〇円
無侵襲的出生前遺伝学的検査前カウンセリング料	一回 一〇〇〇円
トリプルマーカー検査料	一回 一〇〇〇円
人工妊娠中絶料(十一週まで)	一回 一〇〇〇円
人工妊娠中絶料 手動真空吸引法(十一週まで)	一回 一三〇〇円
中期人工妊娠中絶料(十二週から二十二週未満)	一回 四〇八、五七〇円
人工授精料(AIH)	一回 二〇〇円
リング挿入料(麻酔別)	一回 三三〇円
リング除去料(麻酔別)	一回 一〇〇円
妊婦定期検診・一ヶ月検診料	一回 五〇〇円
産後ケア入院(一泊二日)(食事代を含む)	一回 一八〇〇円
産後ケア入院(以降一日増すことに)(食事代を含む)	一回 一二〇〇円

に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。